



## 思い出を胸に 私たちは 卒業します



### <主な内容>

町民の皆様へ(町長メッセージ)…P 2  
東北地方太平洋沖地震について…P 3

平成23年度河内町予算の

概要をお知らせします…P 4～7

障害福祉係からのお知らせ…P 8～9

保健センターだより…P 18～19

3月9日、町内の2中学校で卒業式が挙行され、今年は112名（河内中70名、金江津中42名）の卒業生が9年間の義務教育を終えそれぞれの進路へ進立っていきました。（写真は、金江津中学校の卒業生です。）

### ◆ 定例相談 ◆

#### 心配ごと相談

日 時 5月2日(月)午前10時～正午  
5月16日(月)午前10時～午後3時  
場 所 第2地区共同利用施設(福祉センター隣)  
問合せ先 河内町社会福祉協議会  
電話番号 84-2830

#### 教育相談

日 時 月・水・木曜日 午前9時～正午  
場 所 教育委員会事務局  
問合せ先 84-3322  
FAX 84-4730

#### 成田空港に関する相談

日 時 月～金曜日 午前9時～午後4時  
場 所 株式会社かわち事務所2階  
(河内町長竿188)  
問合せ先 茨城地域相談センター  
電話番号 84-5017

#### 交通事故相談

日 時 月～金曜日  
午前9時～正午 午後1時～4時45分  
弁護士相談 第1・第3水曜日  
午後1時～4時(要予約)  
土浦合同庁舎 本庁舎3F  
電話番号 029-823-1123  
問合せ先 県南地方交通事故相談所  
電話番号 029-823-1123

### ◆ 交通事故発生状況 ◆

#### 町内の交通事故 2月発生状況

(累計)

発生件数(人身事故)	6件(7)
死者数	2人(2)
負傷者数	8人(10)

竜ヶ崎警察署調べ

### ◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた	3人	転入	7人
おくやみ	11人	転出	19人

### ◆ 人口・世帯 ◆

平成23年3月1日現在

人口	10,404人	(-20)
男	5,087人	(-15)
女	5,317人	(-5)
世帯数	3,387世帯	(-4)

### ◆ TELガイド ◆

役	場	84-2111	教育委員会	学校教育G	84-3322
都 市	上 下 水 道 G	84-2361	事 務 局	生涯学習G	84-2843 (公民館)
整 備 課	建設環境G	84-2921	福 祉 セ ン タ ー	84-3699	
つ つ み 会 館	86-3740	保 健 セ ン タ ー	84-4486		
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	60-4071	防 災 か わ ち (音 声 案 内)	84-2212		
社 会 福 祉 協 議 会	84-2830	シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー	84-5455		

### ◆ 休日診療当番医(4・5月) ◆

	稻敷地区	龍ヶ崎地区
4月		
3日	宮本病院 029-979-2114	野村医院 62-6561
10日	いなしきクリニック 029-892-3372	横田医院 62-0047
17日	鈴木クリニック 029-892-3640	北竜台耳鼻咽喉科クリニック 95-3387
24日	古橋医院 029-978-3770	福岡小児科医院 66-3245
29日	佐倉クリニック 029-892-7011	いしかわクリニック 62-0378
5月		
1日	江戸崎ひかりクリニック 029-834-5777	細井クリニック 66-2000
3日	江戸崎病院 029-894-2611	竜ヶ崎医院 62-0550
4日	江戸崎眼科 029-892-0262	セントラル腎クリニック竜ヶ崎 62-1212
5日	いわき内科クリニック 029-875-5100	斎藤クリニック 64-3527
8日	ゆはらクリニック 029-894-2002	池田病院 64-1152
15日	江戸崎病院 029-894-2611	松本クリニック 62-4747
22日	坂本耳鼻咽喉科医院 029-894-2627	野上小児科医院 65-3375
29日	角崎クリニック 029-787-6030	鴻巣クリニック 61-0151

\*休日当番医は変更することがあります。診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

救急医療情報コントロールセンター：029-241-4199

ホームページ：<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>

携帯サイト：<http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

### ◆ ごみ収集日(5月) ◆

資 源 回 収 日	燃 え な い ごみ 収 集 日
A地区 17・31	C地区 10・24
B地区 19	D地区 12・26
	燃えるごみ収集日
全地区	粗大ごみの予約収集日
	5月中の予約→6月4日



# 東北地方太平洋沖地震

3月11日午後2時46分、東日本を中心に襲ったマグニチュード（M）9.0の巨大地震は、河内町にも大きな被害をもたらしました。断水、停電、道路の地割れ、陥没などが相次ぎ、液状化現象も随所で発生しました。

現在、関係機関等との連携のもと一日も早い復興に向け、尽力しております。

## ◆被害状況◆



水道管理事務所裏の道路の様子



十三間戸地区の様子



龍ヶ崎町歩地区堤防の様子



総合グラウンドの様子



水道管理事務所の被災による断水が発生し、給水所では、自衛隊武器学校(土浦駐屯地)、川崎市上下水道局(神奈川県)、大津市企業局(滋賀県)、堺市上下水道局(大阪府)の方々に飲料水等の配給支援をして頂きました。



## 「東北地方太平洋沖地震」災害義援金の窓口設置について

町では、災害への支援として義援金の窓口を設置しました。皆様のご協力をお願い致します。

【募集期限】平成23年9月30日まで

【設置場所】●役場 ●農村環境改善センター(中央公民館) ●つつみ会館 ●福祉センター

◆問合せ先 町民課 TEL 84-2111 内線181

## 町民の皆様へ

平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震はかつてないほど多くの尊い命を失い未曾有の大被害をもたらしました。この災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

このたびの大震災により、当町においても、水道等のライフルインに加え、住宅の倒壊や損壊、屋根瓦の落下や道路の陥没、各公共施設などにも大きな被害を被りました。しかしながら、多くの皆様のご協力をいただき、緊急的な復旧が進んでおります。

災害復旧にあたり、町民の皆様に大変なご迷惑をおかけしたことに心からお詫び申し上げるとともに、支援物資の提供、配布などにご協力くださった方々に対し厚く御礼申し上げます。

そして、すべての町民の皆様が一日でも早く、安全で安心できる生活が送れるよう、精一杯努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

河内町長 野高 貴雄

# 河内町の予算の概要を お知らせします



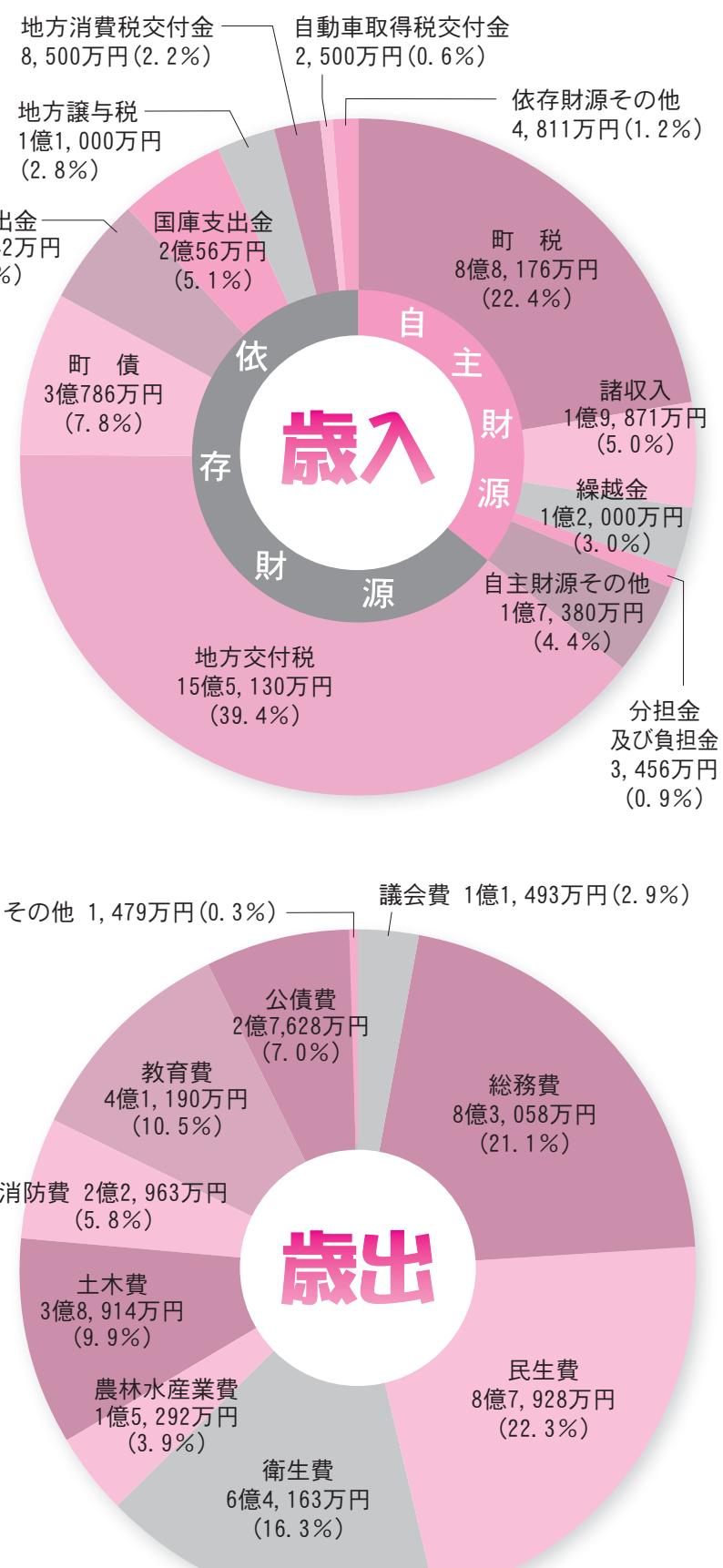
## 平成23年度予算 一般会計予算は 39億4,108万円

町民一人当たりの町税額  
約8.5万円  
町民一人当たりの歳出額  
約38万円  
(平成23年3月1日現在10,404人)

町税内訳	
町民税	3億6,324万円
固定資産税	4億5,509万円
軽自動車税	2,527万円
たばこ税	3,816万円

自主財源その他内訳	
使用料及び手数料	2,217万円
財産収入	78万円
繰入金	1億5,083万円
寄附金	2万円

議会費	1億1,493万円
総務費	8億3,058万円
総務管理費	6億3,791万円
徴税費	1億1,231万円
戸籍住民基本台帳費	6,959万円など
民生費	8億7,928万円
社会福祉費	4億9,345万円
児童福祉費	3億8,538万円など
衛生費	6億4,163万円
保健衛生費	3億2,739万円
清掃費	3億1,424万円
農林水産業費	1億5,292万円
商工費	979万円
土木費	3億8,914万円
土木管理費	5,983万円
道路橋りょう費	5,896万円
都市計画費	2億4,634万円など
消防費	2億2,963万円
教育費	4億1,190万円(10.5%)
公債費	2億7,628万円(7.0%)
農林水産業費	1億5,292万円(3.9%)
土木費	6億4,163万円(16.3%)
消防費	3億8,914万円(9.9%)
教育費	8億7,928万円(22.3%)
公債費	2億2,963万円(5.8%)
予備費	500万円



平成23年度の河内町予算が成立しましたのでお知らせします。一般会計予算の総額は39億4,108万円で、前年度と比較して2億1,960万円(5・9%)の増となつております。(千円以下端数処理)  
限られた財源を効率的に配分し、「太陽が光りかがやく水とみどりの調和した安心して暮らせるまち河内」の実現に向けた予算編成を行いました。

また、本町の大きな収入源となるいる地方交付税は、15億5,130万円で前年度比6・7%増となり、平成23年度地方財政計画における地方交付税制度の見直しを踏まえ試算したものであります。  
前年度実績を踏まえ堅実に計上したものであります。

39億4,108万円

一般会計歳入構成については、地方交付税、町税で歳入全体の61・8%を占めており、続いて町債7・8%、県支出金5・2%、国庫支出金5・1%の順になつております。前年度当初予算と比較すると地方交付税、国・県支出金、繰入金等が増額となり、一方で町税、町債等が減額となつております。町税予算額は、8億8,176万円で前年度比6・5%減となり、個人所得割や法人税割の伸び悩み等による町民税の減額が見込まれる中で、

前年度当初予算と比較すると農林水産業費、商工費、公債費が減額となり、一方で議会費、総務費、消防費等が増加しております。主な事業としては、新規事業として役場庁舎耐震補強改修事業、町営住宅実施設計等があります。

また、生活環境改善事業(民家防音)、コミュニティバス運行事業、次世代育成支援金、町道整備事業等についても引き続き計上しております。

## ○生活環境の向上

### ごみ処理

- ・龍ヶ崎地方塵芥処理組合分担金 2億3,099万円
- ・塵芥処理収集事業 2,230万円
- ・新清掃工場関連施設分担金 660万円

### し尿処理

- ・龍ヶ崎地方衛生組合分担金 4,905万円
- ・合併処理浄化槽設置整備事業 640万円

### 消防・防災

- ・稻敷地方広域市町村圏事務組合消防費負担金 1億7,526万円
- ・稻敷地方広域市町村圏事務組合水防費負担金 176万円

### 航空機騒音対策

- ・生活環境改善事業(民家防音) 6,255万円

## ○教育・文化の向上

### 学校教育

- ・給食調理業務委託 3,352万円
- ・外国人講師派遣業務（小中学校） 875万円
- ・チームティーチング（小学校） 551万円
- ・スクールバス運行事業（小学校） 527万円
- ・中学生海外派遣視察研修 344万円

### 青少年の健全育成

- ・子ども教室推進費 97万円

### 伝統文化・地域文化

- ・いきいき祭り補助金 700万円

## 平成23年度予算総括

会計区分	平成23年度	平成22年度	比較	増減率(%)
一般会計	39億4,108万円	37億2,148万円	2億1,960万円	5.9
特別会計等	◇国民健康保険特別会計	13億1,896万円	13億3,824万円	1,928万円 ▲1.4
	◇介護保険特別会計	7億6,738万円	6億6,910万円	9,828万円 14.7
	◇介護サービス事業特別会計	711万円	908万円	▲197万円 ▲21.7
	◇後期高齢者医療特別会計	8,212万円	8,153万円	59万円 0.7
	◇下水道事業特別会計	3億2,499万円	3億1,974万円	525万円 1.6
	◇水道事業会計			
	収益的収入及び支出	2億4,742万円	2億4,583万円	159万円 0.6
	資本的収入	2,377万円	3,089万円	▲712万円 ▲23.0
	資本的支出	9,425万円	1億2,495万円	▲3,071万円 ▲24.6

## ○まちの特性を活かした産業の振興

### 農業の振興

- ・国営新利根川沿岸地区農業水利事業負担金 3,076万円
  - ・水田農業構造改革対策町単独奨励金 1,500万円
  - ・農道舗装事業負担金 818万円
  - ・町特産物PR活動事業 500万円
- 商業の振興
- ・町商工会補助金 600万円



## ○まちづくりの基盤整備

### 道路・交通

- ・町道整備事業 5,000万円
- ・コミュニティバス運行事業 630万円

# 太陽が光りががやく 水とみどりの調和した、安心して暮らせるまちづくりに向けて

河内町は、「住民がやすらぎをもち、安心して暮らせるまちづくり」、「太陽と水と緑の農業空間を活かしたより魅力あふれるまちづくり」、「明日を見据えた人とこころを育むまちづくり」を3つの基本理念としてまちづくりに取り組み、基本計画を定めています。その項目ごとに今年度行う主な事業を紹介します。

## 平成23年度の主な事業概要

### △主な新規事業

- ・役場庁舎耐震補強改修事業 6,180万円  
大地震等が発生した際、災害本部となる役場庁舎について倒壊の恐れがあるため、耐震補強工事を実施するものです。
- ・町営住宅実施設計 2,201万円  
若者の定住促進を図り、また、人口減少に歯止めをかけるため、町営住宅建設の実施設計を行なうものです。
- ・消防団車両購入費 800万円  
老朽化している自動車ポンプを救助資機材搭載型車両へ順次更新するもので、今年度は、第一分団第二小隊の車両を予定しております。
- ・町内小中学校校舎耐震診断業務委託 358万円  
耐震診断は、地震における建物の安全性を確認するため行なうものです。今年度は、生板小学校校舎(旧棟)について、耐震性能を確認します。



### △その他の主な事業

## ○福祉・保健の向上

### 地域福祉

- ・町社会福祉協議会補助金 3,389万円

### 児童福祉

- ・こども園運営費 1億8,018万円
- ・子ども手当 1億7,618万円
- ・次世代育成支援金 1,808万円
- ・放課後児童健全育成事業(児童クラブ) 1,005万円

### 高齢者福祉

- ・老人保護措置費 1,368万円
- ・シルバー人材センター運営補助金 500万円
- ・敬老福祉大会事業 266万円
- ・かわち寿大学事業 190万円
- ・外出支援サービス事業 151万円
- ・愛の定期便事業 99万円

### 障害者福祉

- ・障害福祉サービス費 7,673万円
- ・地域活動支援センター事業 519万円
- ・補装具給付事業 130万円
- ・日常生活用具給付事業 130万円

### 保健・医療

- ・医療福祉費(マル福) 6,066万円
- ・健康づくり推進事業(基本健診等) 1,320万円
- ・予防接種業務  
(子宮頸がん、小児肺炎球菌、ヒブ含む) 2,019万円
- ・妊婦乳児健康診査業務 629万円
- ・病院群輪番制病院運営費 280万円
- ・難病患者支援費 180万円

#### ◇補装具の購入・修理

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度に応じた判定の結果、補装具が必要と認められた者。(介護保険制度が優先となります。)
種類	視覚障害：盲人安全杖、義眼等。聴覚・言語機能障害：補聴器等。肢体不自由：義肢、装具、車いす等。
費用	基準額の1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。)

#### ◇日常生活用具の給付・貸与

対象者	在宅の自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障害者、心身障害者(児)。(介護保険制度が優先されるものがあり、障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
種類	盲人時計、特殊マット、自動消火器、人工喉頭、ストマ用具、点字器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
費用	基準額の1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。)

#### ◇福祉手当の支給

特別児童扶養手当	対象者	心身に著しく障害のある20歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	1級／月額50,550円、2級／月額33,670円
特別障害者手当	対象者	受給者とその扶養義務者について一定以上の所得があった場合は支給されません。なお、児童が福祉施設等に入所している場合や児童が障害による公的年金を受けることが出来るときは支給されません。
	支給額	在宅で心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
障害児福祉手当	対象者	月額26,340円
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。施設に入所しているとき、または、医療機関に3ヶ月を超えて入院しているときは支給されません。
在宅障害児福祉手当	対象者	在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額14,330円
在宅障害児福祉手当	対象者	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。障害による公的年金を受けることが出来るとき、または、施設に入所しているときは支給されません。
	支給額	心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護している者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
在宅障害児福祉手当	対象者	月額3,000円
	支給制限	施設に入所しているとき、または、障害児福祉手当を受給しているときは支給されません。

#### ◇自動車税・自動車取得税の免除

条件	心身に障害のある者が使用(所有)する自動車、もしくは、その者と生計を一にする者が使用(所有)する自動車などで、一定の条件を満たす場合に対象となります。(障害者1人につき1台)
----	---

#### ◇有料道路通行料金の減免

条件	身体障害者本人が運転するか、または、重度の身体障害者・知的障害者が乗車し介護者が運転する車1台(自家用に限ります。)のみ、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。
----	---

#### ◇NHK受信料の減免

条件	身体障害者・知的障害者・精神障害者が属する世帯で、その世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除。視覚障害者・聴覚障害者が世帯主の場合や身体障害者・知的障害者・精神障害者のうち重度の障害者が世帯主の場合は半額免除となります。
----	--

# 障害福祉

## ～さまざまな福祉サービス・制度のお知らせ～

◆問合せ先 福祉課障害福祉係 TEL 84-2111 (内線175)

障害のある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。(主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります。)

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により、介護保険制度が優先されるものがあります。

なお、本人・家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスそのものが受けられない場合もあります。(障害の程度においても、受けられないサービスがあります。)

詳しくは、上記問合せ先までご相談ください。

#### ◇手帳制度

身体障害者手帳	対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能及び小腸機能、肝臓機能に永続する障害がある者。
	内容	障害の程度により手帳の等級には1級～6級までの区分があります。同一等級の障害が2つ以上ある場合、手帳は一級上になる場合があります。
	援護内容	補装具・日常生活用具の給付、税金の控除及び減免等。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
療育手帳	対象者	児童相談所(18歳未満)または、茨城県福祉相談センター(18歳以上)において知的障害者と判断された者。(知的機能の障害が、おおむね18歳までにあらわれた者。)
	内容	IQ等の判定により、Ⓐ(最重度)、Ⓑ(重度)、Ⓒ(中度)、Ⓓ(軽度)の区分があります。
	援護内容	特別児童扶養手当の受給(20歳未満)、障害児福祉手当の受給(20歳未満)、在宅障害児福祉手当の受給(20歳未満の障害児福祉手当未受給者)、税金の控除及び減免、医療福祉費支給制度の適用等。
精神保健福祉手帳	対象者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある者。
	内容	1級～3級まであります。1級及び2級は国民年金の障害基礎年金の1級及び2級と同程度です。
	援護内容	税金の控除及び減免、県立施設入場料の減免等。
	有効期限	療育手帳に記載されている次の判定年月まで。(更新には再判定が必要となります。)
	対象者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある者。
	内容	1級～3級まであります。1級及び2級は国民年金の障害基礎年金の1級及び2級と同程度です。

#### ◇自立支援法

サ障 I 害 内 容 ビ福 祉 費 用	身体・知的・精神に障害のある者(手帳所持者)に対して、ホームヘルパーの派遣・デイサービス・短期入所の利用、施設等への入所・通所による訓練等のサービス。(介護保険制度が優先となります。)
	利用料の1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。)
医自 立 支 援 費 用	身体障害の更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療の医療費の助成。
	医療費が1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。)

# くらしの情報

## ☆平成23年4月1日より

65歳以上の方の住民基本台帳カード発行  
手数料が無料となります



- ◆ 変更点（県制度）  
これまで県制度の妊娠婦マ  
ル福は、妊娠婦特有の疾病に  
該当する方だけが対象で、申  
請には医師の証明が必要でし  
たが、4月からは、申請手続  
きが簡素化され、医師の証明  
が不要になりました。  
◎ 町では、引き続き単独で助  
成します。
- ◆ 問合せ先  
町民課年金医療福祉係  
TEL 84-12111（内線181）

### 農地等に接している道路の路肩・のり面の保護のお願い

農地等に接している道路の路肩やのり面の除草については、耕作者が草刈を行っている状況ですが、近年、除草剤の散布が原因と思われる路肩部分の崩れや、のり面が痩せてしまつた箇所が多数見受けられるようになりました。そのような状態になると舗装面は崩れてしまい、場合によっては事故につながる可能性もあります。

農産物のより安全・安心な生産活動や環境保全の面からも化学合成農薬（除草剤）の使用の低減に努めて、環境にやさしい農業に取り組みましょう。

#### 路肩やのり面保護の具体例

- ・のり尻を削って耕作しないでください。（のり面の角度が急になり崩れやすくなります）
- ・のり面の除草は、機械除草を行い、除草剤を使用する場合は地上部だけを枯らす除草剤を使用してください。

※舗装面の崩壊等の原因が明らかに耕作者にある場合は、費用負担を求める場合もあります。

- ◆ 問合せ先 ◆ 都市整備課 TEL 84-2921（直通）  
経済課 TEL 84-2111（内線151）

## ☆4月から妊娠婦 マル福が変わります。 マル福が変わります。

### ◆ 変更点（県制度）

これまで県制度の妊娠婦マ  
ル福は、妊娠婦特有の疾病に  
該当する方だけが対象で、申  
請には医師の証明が必要でし  
たが、4月からは、申請手続  
きが簡素化され、医師の証明  
が不要になりました。  
◎ 町では、引き続き単独で助  
成します。

産婦人科以外の診療科につ  
いても引き続き医療費の助成  
が受けられます。

◆ 問合せ先  
町民課年金医療福祉係  
TEL 84-12111（内線181）

※写真付き住基カードを希望  
される方は、写真（旅券申請  
用と同サイズ）を用意してく  
ださい。（上半身、無帽、正  
面、無背景で6ヶ月以内に撮  
影した縦45mm×横35mm）

◎ 住基カードの特徴

- ・写真付きの住基カードは、利  
用的な身分証明書として利  
用できます。（運転免許証  
をお持ちでない方や運転免  
許証返納後の公的な身分証  
明書として便利です。）
- ・公的個人認証サービスの電  
子証明書を保存することで、  
インターネットから各種行  
政手続きが可能となります。
- ・高度のセキュリティ機能を  
備えたICカードです。

書類を提出してください。その  
際、運転免許証、パスポート  
などの官公署が発行した写真  
付きの証明書が必要になります。  
それをお持ちでない方は、郵送  
による本人照会を行います。

問合せ先  
町民課住民係  
TEL 84-12111  
(内線183、184)



際、運転免許証、パスポート  
などの官公署が発行した写真  
付きの証明書が必要になります。  
それをお持ちでない方は、郵送  
による本人照会を行います。

### ◆ 問合せ先

町民課住民係  
TEL 84-12111  
(内線183、184)

## ☆平成23年4月1日より 65歳以上の方の住民基本台帳カード発行 手数料が無料となります

### ☆軽自動車税の減免申請のお知らせ

町では、次の日程で平成23  
年度の軽自動車税減免申請の  
受付をいたします。昨年度該  
当されている方も毎年申請が  
必要となりますので忘れずに  
申請してください。

◆ 申請期間  
平成23年4月25日（月）～  
5月23日（月）まで

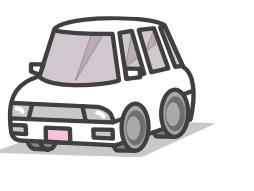
◆ 受付場所  
企画財務課税務グループ窓口

◆ 対象になる軽自動車  
・身体障害者手帳（療育手帳、  
精神障害者保健福祉手帳、  
戦傷病者手帳）  
・自動車検査証  
・軽自動車税納税通知書  
・運転免許証・印鑑

◆ その他  
・難な者が所有する軽自動車等  
・身体に障害を有し歩行が困  
難な者が所有する軽自動車等  
・減免の対象となるのは、障  
害の区分や等級によって異

精神に障害を有し歩行が困  
難な者が所有する軽自動車等  
構造が専ら身体障害者等の  
利用に供するためのもので  
ある軽自動車等

◆ 申請期間  
企画財務課税務グループ  
TEL 84-21111（内線166）



なりますので詳細はお問合  
せください。  
普通車で減免を受けている  
方の申請はできません。  
(各家庭で1台)

◆ 問合せ先  
企画財務課税務グループ  
TEL 84-21111（内線166）

納め先は、金融機関（ゆう  
ちょ銀行を含む）またはコン  
ビニエンスストアなどてい  
ます。また、ほとんどの金融  
機関で口座振替もできます。

◆ 問合せ先  
土浦年金事務所  
TEL 029-824-17121

◆ 問合せ先  
町民課年金医療福祉係  
TEL 84-21111（内線182）

◆ 問合せ先  
土浦年金事務所  
TEL 029-824-17121

◆ 問合せ先  
町民課年金医療福祉係  
TEL 84-21111（内線182）

◆ 問合せ先  
土浦年金事務所  
TEL 029-824-17121

◆ 問合せ先  
町民課年金医療福祉係  
TEL 84-21111（内線182）

◆ 問合せ先  
土浦年金事務所  
TEL 029-824-17121

◆ 問合せ先  
町民課年金医療福祉係  
TEL 84-21111（内線182）

◆ 問合せ先  
土浦年金事務所  
TEL 029-824-17121

◆ 問合せ先  
町民課年金医療福祉係  
TEL 84-21111（内線182）

◆ 問合せ先  
土浦年金事務所  
TEL 029-824-17121

◆ 問合せ先  
町民課年金医療福祉係  
TEL 84-21111（内線182）

◆ 問合せ先  
土浦年金事務所  
TEL 029-824-17121

◆ 問合せ先  
町民課年金医療福祉係  
TEL 84-21111（内線182）

◆ 問合せ先  
土浦年金事務所  
TEL 029-824-17121

◆ 問合せ先  
町民課年金医療福祉係  
TEL 84-21111（内線182）

◆ 問合せ先  
土浦年金事務所  
TEL 029-824-17121

# 農業者戸別所得補償制度の本格実施!!

戸別所得補償制度は、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作り上げていくための施策です。同時に、環境の保全や美しい景観などの農業・農村の多面的機能を維持し、我が国の資産として維持していくためのものです。

昨年開始された水田を対象とする戸別所得補償モデル対策に続いて、4月から畑作物にも対象を拡大して本格実施します。

## 【対象作物】

- ・米、麦、大豆、そば、なたね
- ・水田については、水田活用の所得補償交付金として飼料作物、米粉用、飼料用米、WCS稻、加工用米、地域特産物も対象

## 【交付対象者】

対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

## 【交付内容】

### 1. 畑作物の所得補償交付金

①数量払 (平均交付単価)	小麦	6,360円／60kg	てん菜	6,410円／t
	二条大麦	5,330円／50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,410円／t
	六条大麦	5,510円／50kg	そば	15,200円／45kg
	はだか麦	7,620円／60kg	なたね	8,470円／60kg
	大豆	11,310円／60kg		

### ②面積払（営農継続支払）

交付単価 20,000円／10a (畑作物共通)

### ③品質加算

麦、大豆、そば、なたねについては、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

### 2. 水田活用の所得補償交付金

#### ①戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円／10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稻	80,000円／10a
そば、なたね、加工用米	20,000円／10a



②二毛作助成 15,000円／10a

③耕畜連携助成 13,000円／10a

#### ④産地資金

地域の実情に即して、水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援します。

### 3. 米の所得補償交付金 15,000円／10a

### 4. 米価変動補てん交付金

「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額を補てんします。

### 5. 各種加算措置

(1) 規模拡大加算 20,000円／10a

(2) 再生利用加算 平地 20,000円／10a

条件不利地 30,000円／10a

(3) 集落営農の法人化支援 定額 400,000円

(4) 緑肥輪作加算 10,000円／10a



【申請受付期間】 平成23年4月～6月

◆問合せ先◆ 関東農政局茨城農政事務所 農政推進課 TEL 029-221-2188  
HP [http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu\\_hosyo/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html)

# 稲敷地方広域市町村圏事務組合からのお知らせ

## ◆平成23年度予算について

### 一般会計

歳 入	歳 出
項 目	予 算 額
分賦金および負担金	3,314,897
使用料および手数料	5,150
財 産 収 入	56
寄 附 金	1
繰 入 金	40,000
繰 越 金	14,800
諸 収 入	10,250
組 合 債	224,000
歳 入 合 計	3,609,154
構成比	100.0
歳 出 合 計	3,609,154
構成比	100.0

(単位：千円、%)

### 特別会計

老人ホーム特別会計	水防事業特別会計
項 目	予 算 額
分賦金および負担金	116,858
使用料および手数料	98
歳 入	財 産 収 入
財 産 収 入	14
寄 附 金	0.0
繰 越 金	1
諸 収 入	0.0
歳 入 合 計	1,000
構成比	100.0
歳 出	民 生 費
民 生 費	117,912
予 備 費	100
歳 出 合 計	118,012
構成比	100.0

(単位：千円、%)

## ◆平成22年 消防ミニ白書

### 火災

平成22年中の火災発生件数は、管内全域で96件発生し、昨年と比較しますと11件の増でした。

火災が原因で5

名の尊い命が失われ、24名の方が負傷しています。

#### 出火原因ワースト3

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 放火(疑い)   | 23件 |
| 2 こんろ(天ぷら) | 9件  |
| 3 たばこ      | 7件  |

### 市町村別発生状況

龍ヶ崎市	31 件
牛久市	23 件
稲敷市	25 件
利根町	6 件
河内町	2 件
美浦村	9 件
火災件数	96 件

### 火災種別発生状況

建物	62 件
林野	4 件
車両	6 件
その他	24 件
火災件数	96 件

### 救急・救助

平成22年中の救急出動件数は9,501件で、昨年より584件増加しました。

事故種別では、急病が6,016件と最も多く、次いで一般負傷1,225件、交通事故1,224件、転院545件、その他491件でした。

救助出動件数は121件（昨年より6件減）で、事故種別では、交通事故49件、火災事故31件、その他が41件でした。

### 市町村別救急出動件数

龍ヶ崎市	2,847 件
牛久市	2,778 件
稲敷市	2,111 件
利根町	591 件
河内町	445 件
美浦村	722 件
圏域外	7 件
出動件数	9,501 件

### 傷病者程度別搬送状況

軽症	4,920 件
中等症	3,097 件
重症	867 件
死亡	158 件
その他	1 件
搬送人員	9,043 件

◆問合せ先◆ 稲敷地方広域市町村圏事務組合 TEL 64-3741(代) <http://www.inashiki-kouiki.jp/>

## かわち寿大学講演会開催

2月23日、改善センターでかわち寿大学講演会が開催され、300名を超える学生のみなさんが出席しました。今回は、講師に木村晴信先生を迎え、「姿勢からわかる健康の力・タ・チ」という演題で講演と実演が行われました。会場では、笑い声があふれ、賑やかな講演会となりました。

また、当日もたくさんの新規入学希望者があり、学生はどんどん増えています。

◆3月1日現在の学生数
生板学級・・・・・153名
源清田学級・・・108名
長竿学級・・・・・65名
金江津学級・・・206名



3月、今年も町内の小中学校では卒業式が行われ、それぞれ学び育った学校を後に卒立つていきました。金江津中学校では、卒業生が感謝の意を込めた合唱を先生、保護者、在校生に贈り3年間過ごした学び舎での思い出に浸っていました。

左は、今年の各学校の卒業生数です。

・生板小学校
・源清田小学校
・長竿小学校
・金江津小学校
・河内中学校
・金江津中学校
42名
70名
33名
7名
31名
27名



## 町内の小中学校で卒業式

### 河内中学校へ演台が寄贈されました

2月28日に、株式会社篠崎工務店様から河内中学校へ演台が寄贈されました。



写真左から菅谷道生校長、篠崎尚史社長

### 広報紙に掲載された写真をお分けします(データで)。

#### ◆申込方法

①電子メールで、misho@town.ibaraki.kawachi.lg.jp宛に件名を「写真希望」とし、本文に1.氏名、2.住所、3.電話番号、4.掲載月、5.掲載ページ、6.「〇〇〇〇」が写っている写真と一緒に明記してメールしてください。  
※画像サイズは約1MBから3MB程度です。  
②電子媒体を秘書広聴課まで持参してください。(CD-R、MOなど)

#### ◆問合せ先

秘書広聴課 TEL 84-2111(内線103)

身边な出来事や地元の話題をおよせください。秘書広聴課 TEL 84-2111(内線103)



3月2日(水)、河内町食生活改善推進員が講師となり、中央公民館で『草餅作り』の研修会が開催されました。当日は、近隣市町(取手・牛久・守谷・龍ケ崎・稻敷・利根)の食生活改善推進員31名が参加し、和気あいあいとした調理実習が行われました。わが河内町では、草餅を手作りする家庭が多いですが、参加者のほとんどが「初めて作りました!」という方が多く、手作りの草餅に感動していました。調理室に漂うよもぎの香りがひと足早い春を運び、話に花が咲いた研修会となりました。



河内町食生活改善推進員による草餅の作り方説明



よもぎの花言葉、知っていますか?  
『幸福・平和・平穏・夫婦愛』



餅つき機がない家庭が多いため、手でこねる作り方を実習しました。

草餅の作り方には、米の粉(上新粉)から作るタイプ、米から作るタイプがあります。米の粉(上新粉)から作るタイプでは、餅つき機でつくやり方、すり鉢等でつくやり方があります。米を粉にできなくても、炊飯器で米を炊いて餅を作り、餅つき機でつくやり方もあります。ご自分の家に揃っている調理器具に合わせて、手作りの草餅を作ってみませんか?

### 草餅の作り方(いろいろな作り方がありますが、3/2の研修会で実習したレシピをご紹介します)

«よもぎの下準備» よもぎは柔らかい葉先を摘み取り、水で洗った後に、沸騰したたっぷりの湯の中に入れて、草がちょっとしんなりしてきたり、重層をひとつまみ入れ、1分位菜箸で回す。そうすると、色が青くなり、手で触って柔らかくなってくる。ザルにあげ、草を広げ、風を通しながら外気で冷ます。

#### «草餅の材料・作り方»

①ボウルに米の粉(上新粉)を入れ、熱湯を少しづつ加え、木べら等で混ぜながら粉をまとめる。

②ある程度したら、手でこねる。

(目安は耳たぶ程度のかたさ)

③ひと握り位に小さく分け、平たく、もしくは円柱状にして、蒸し器に入れる。

④3の上によもぎを並べ、蓋をして蒸す。

(蒸気が上がってから10分~15分蒸す。目安は餅の色が透き通ってくる。)

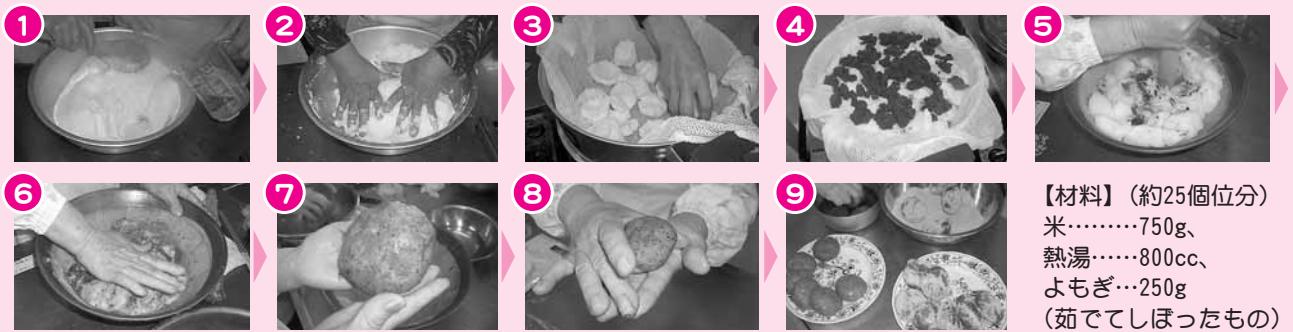
⑤すり鉢等にあけ、すりこぎ等でつき混ぜる。

⑥やけどしない程度に冷めたら、手に水をつけながらよくこね合わせる。

⑦よもぎが全体にむらなく回って、きれいな色になるまでこねる。

⑧1個ずつに丸める。

⑨草餅にきな粉をからめ、蜜をかけて出来上がり。



#### «きな粉の材料・作り方»

きな粉 80g、砂糖 80g、塩 少々  
ボウルにきな粉・砂糖・塩を入れ、混ぜ合わせる。

#### «蜜の材料・作り方»

三温糖 100g、水あめ 大さじ4、水 100cc  
水あめは、お湯につけて、やわらかくしておく。  
鍋に材料を入れ、火をつけ、焦がさないようにかき混ぜる。

# 子育て支援センターだより

## ふれあい広場 カレンダー

5月のふれあい広場の主な予定です。下記の日程で行っていますので、ぜひお誘いあって参加してください。

「人の輪が広がって子育ての楽しさが見えてくる」「出会い ふれあい つながり合い みんなで 支え合う子育て」をテーマに今年度も多くのお友達が遊びに来てくれる事を楽しみにしています。子育ては楽しくすばらしいことだけど、ちょっと大変…そして子育てをしていく上では、いろいろと不安になったり、悩みもでてくるものです。センターに来て気軽に声をかけてください。

今年度も明るくのびのびとした子育てを応援する為に活動内容を考えて進めていこうと思います。

### 5月 かわち認定こども園子育て支援センター(かんがるーむ) TEL 84-2657

月	火	水	木	金	土・日
					1
2 お読み聞かせ (ミニミニシアター)	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 子どもの日	6 ふれあいあそび	7・8
9 お読み聞かせ (紙芝居)	10 運動あそびをしよう	11 こいのぼりを作ろう	12 お外であそぼう	13 ふれあいあそび	14・15
16 お読み聞かせ (絵本)	17 運動あそびをしよう	18 カレンダーを作ろう	19 お外であそぼう	20 ふれあいあそび	21・22
23 お読み聞かせ (ミニミニシアター)	24 運動あそびをしよう	25 小麦粉粘土であそぼう	26 保健師さんと話をしよう	27 ふれあいあそび	28・29
30 お読み聞かせ (紙芝居)	31 運動あそびをしよう				

主な活動…11日(水)こいのぼりを作ろう (ペタペタ貼って素敵なおいのぼりを作りましょう。)  
18日(水)カレンダーを作ろう (貼ったり、描いたりして自分だけのカレンダーを作りましょう。)  
25日(水)小麦粉粘土であそぼう (小麦粉で作った安全な粘土でコネコネ…感触を楽しもう。)

### 5月 かなえつ認定こども園子育て支援センター(ふれあいらんど) TEL 86-2616

月	火	水	木	金	土・日
					1
2 運動遊びをしよう	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 子どもの日	6 お読み聞かせ (絵本)	7・8
9 運動遊びをしよう	10 親子ふれあいあそび	11 お外であそぼう	12 シールあそびをしよう	13 お読み聞かせ (ミニミニシアター)	14・15
16 運動遊びをしよう	17 親子ふれあいあそび	18 お外であそぼう	19 小麦粉粘土であそぼう	20 お読み聞かせ (紙芝居)	21・22
23 運動遊びをしよう	24 親子ふれあいあそび	25 お外であそぼう	26 衛生面について話をしよう	27 お読み聞かせ (絵本)	28・29
30 運動遊びをしよう	31 親子ふれあいあそび				

主な活動…12日(木)シールあそびをしよう (台紙にペタペタシールを貼って作品を作ろう。)  
19日(木)小麦粉粘土であそぼう (小麦粉で作った安全な粘土でコネコネ…感触を楽しもう。)  
10・17・24・31日(火)  
親子ふれあいあそび (手遊び、お遊戯、体操、…など親子でたくさん触れ合って遊ぼう。)

- 保健師さんが毎月交互に支援センターに来てくれて、健康面などについてアドバイスや相談にのってくれます。一緒にお話ししましょう。
- 5月は、かわちこども園に来てくれます。(26日)
- 身体測定は双方のこども園にて予定しています。
- 時間は、午前10時～午前11時の予定です。出来れば予約の電話を入れてください。
- 支援センターは変わらず、午前9時～午後4時で開放しています。

# 地域包括支援センターだより

## 河内町地域包括支援センターの業務内容について

### シリーズ②

#### みなさんの権利を守ります(権利擁護事業)

お金の管理や契約に関する事に不安がある時、または頼れる家族がいない場合などには、次の制度を利用できます。地域包括支援センターでは、高齢者的人権や財産を守る権利擁護の拠点として、これらの制度説明や利用支援を行います。

#### 成年後見制度の活用

①法定後見制度は、精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。本人の判断力の程度により「後見人」「保佐人」「補助人」が付けられます。

##### 〈こんな時に利用できます!〉

- 使うはずもない高額な健康器具など、勧められるとつい買ってしまう。
- 両親が死亡した後、知的障害を持つ子供の将来が心配。その子のために財産を残す方法やその使い方、施設への入所手続きなど、どうしたらいい?
- 認知症の父の不動産を売却して、父のための施設入所や入院費用にあてたい。
- 寝たきりの父の面倒をみて財産管理をしてきたが、他の兄弟から疑われている。
- 老人ホームにいる母の年金を持ち出してしまう兄に困っている。

②任意後見制度は、正常な判断力がある間に、本人が自由意志で選んだ後見人との間で、公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます。判断能力が不十分(認知症など)になった時には、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督の下で、任意後見人が本人に代わって財産管理や生活上必要な契約などを行います。※但し、任意後見人には契約取消しの権限はありません。

##### 〈こんな時に利用できます!〉

- ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。高齢者施設などに入所するための契約をしたり、入所費用を払ってもらいたい。併せてこれまで経営してきたアパートの管理もお願いしたい。  
できれば今から頼みたい。
- アルツハイマーが発症。今ひとり暮らしだが、自分の意思で悔いのない人生を送りたい。

#### 消費者被害の防止

消費生活トラブルにより財産被害を受けている場合、役場の「消費生活相談」を活用しながら地域包括支援センターが支援します。被害を防ぐために近隣住民、関係機関と連携しながら見守りを行います。

☆このほか、社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」の利用についても支援いたします。

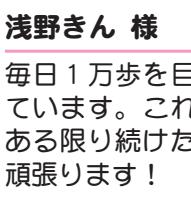
みなさんお気軽にご相談ください。



## 河内マイ・ヘルスロード事業 かわちシャンシャン漫遊記



「かわちシャンシャン漫遊記」は、あなたの散歩道(名称と距離等)を町に登録し、達成された方を表彰します。今回は達成された方を表彰しましたのでお知らせいたします。



『すてきな  
河内コース880km』を  
達成されたお二人の  
喜びの声

浅野きん 様

毎日1万歩を目標に歩いています。これからも命ある限り続けたいです。頑張ります!



岡野稔之 様

自然に親しみ仲間と共に歩くのが好きです。この他にも、町のウォーキング大会にも楽しく参加しています。

★この他、『坂東太郎コース330km』達成者9名、『東海道五十三次コース500km』達成者5名でした。みなさまおめでとうございます。これからも新たなコース達成をめざしてがんばりましょう!

◆申込・問合せ先 ◆ 河内町地域包括支援センター TEL 60-4071

町民の快適な健康づくりを目指して

# 保健センターだより

## ヒブ(b型インフルエンザ菌)って何? 感染するとどうなるの?

ヒブ(b型インフルエンザ菌)は、のどの奥や鼻にいる身近な菌です。しかし、一部の人では、鼻咽腔で増殖して、血液の中に入り込み、脳を包む髄膜、のどの奥の喉頭蓋、肺などに炎症を起こし、重篤な深部(全身)感染症を引き起こす病原細菌です。感染すると、細菌性髄膜炎、肺炎、喉頭蓋炎、敗血症、関節炎、骨髄炎など全身性の感染症を引き起します。細菌性髄膜炎にかかると、予後が悪い傾向があります。ヒブが原因として報告された細菌性髄膜炎患者の年齢分布は0歳が53%と最も多く、0~1歳で70%を占めています。

## 小児肺炎球菌って何? 感染するとどうなるの?

肺炎球菌は、のどや鼻にいる常在菌です。子どもの抵抗力が低下した時や、粘膜バリアの損傷などにより、菌が体内に侵入して発症に至ります。感染すると、細菌性髄膜炎、中耳炎、菌血症、敗血症といった病気を引き起します。細菌性髄膜炎を引き起すような場合でもかぜ症状と似ているため早期診断は難しく、重症化し、死に至ることもあります。



## 日本脳炎予防接種の実施方法改正について

日本脳炎の予防接種については、平成21年6月より新ワクチン「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」での接種が開始されました。それに伴い、実施方法が改正されました。平成22年度より3歳児を対象に積極的勧奨となっており、対象者には予診票を配付しています。

平成17年5月以降接種勧奨を差し控えたことにより接種を受けられなかった方については、第1期の年齢(3歳から7歳6ヶ月未満)および、第2期の年齢の期間(9歳から13歳未満)に不足分の接種ができるようになりました。今回の措置は、平成17年5月30日から、積極的な接種勧奨の差し控えにより、第1期3回分の接種を逃した方に対して接種機会を確保するものです。下記の例を参考してください。接種を希望される方は、母子健康手帳をご用意のうえ、保健センターへご連絡ください。なお、町では、接種を希望される方に対して、日本脳炎予防接種の集団接種を予定しています。日程については健康カレンダーをご覧ください。

### ● 1期完了しないまま、7歳6ヶ月を超てしまい、現在9歳から13歳未満の方

予防接種実施規則の一部改正があり、9歳以上13歳未満内で不足分の接種が可能となりました。

- ① 1期を1回も接種していない ⇒ 通常の接種間隔で3回接種
- ② 1期を1回だけ接種している ⇒ 6日以上の間隔をあけて2回接種
- ③ 1期を2回接種している ⇒ 1回接種

※接種間隔を必ず守って受けてください。

### ● また、1期3回接種を終了している9歳以上13歳未満のお子さんについては、基礎免疫をあげるための接種として、新ワクチン「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」の2期の追加接種が可能です。

接種を希望される方は、母子健康手帳をご用意のうえ、保健センターへご相談ください。

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎ 84-4486 または 84-3682

## 子宮頸がんワクチン等予防接種の一部公費助成が始まります

河内町では、平成23年4月1日(金)から、町が指定する医療機関で接種する子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種についての費用の一部助成制度が始まります。

しかしながら、3月は、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌については、接種後に死亡例が報告されたため、接種を見合わせていました。現在の状況については、保健センターへお問い合わせください。

今回のワクチン接種は、国が実施するワクチン接種緊急促進事業に基づいて実施するのですが、この予防接種は任意接種で、保護者の方の希望により実施される予防接種です。接種を希望される場合は、ワクチンの効果と副反応、重篤な副反応発生の救済制度についてご理解の上、接種されますようお願いいたします。

### ● 子宮頸がん等助成券の申請及び接種

接種を希望される方は助成券が必要です。助成券発行は、保健センターで行います。

母子健康手帳・印鑑・住所確認のできるもの(健康保険証等)をご持参ください。

● 助成期間 平成23年4月1日~平成24年3月31日

● 対象者

### 《子宮頸がんワクチン》

- ・中学1年生~3年生女子(接種回数3回)

### 《ヒブワクチン》

- ・2ヶ月以上7ヶ月未満に開始(接種回数4回)
- ・7ヶ月以上12ヶ月未満に開始(接種回数3回)
- ・12ヶ月以上5歳未満に開始(接種回数1回)

### 《小児用肺炎球菌ワクチン》

- ・2ヶ月以上7ヶ月未満に開始(接種回数4回)
- ・7ヶ月以上12ヶ月未満に開始(接種回数3回)
- ・12ヶ月以上2歳未満に開始(接種回数2回)
- ・2歳以上5歳未満に開始(接種回数1回)

● 助成額

子宮頸がんワクチン 1回 11,000円

※上記はああむね7割負担の金額です。差額は自己負担になります。(生活保護は除く)

※助成券なしで接種された場合や町の指定医療機関以外での接種、また対象年齢を過ぎた方の接種は助成の対象になりません。

※現在、子宮頸がんワクチンは不足しており、予約がとりにくくなっています。ご了承ください。

ご不明な点は保健センターまでお問い合わせください。

## 予防接種で子宮頸がんが防げるの?

子宮頸がんは発がん性HPV(ヒトパピローマウイルス)の感染が原因といわれています。発がん性HPVは15種類ほどのタイプがあり、その中でも、HPV16型、18型は子宮頸がんから多くみつかるタイプで約70%を占めています。このHPV16型と18型の感染を防ぐ子宮頸がんワクチンがあります。子宮頸がんワクチンを接種しても、HPV16型および18型以外の発がん性HPV感染は予防できません。また、接種時に発がん性HPVに感染している人に対して、感染しているウイルスを除去したり、発症している子宮頸がんや前がん病変(がんになる前の異常な細胞)の進行を遅らせたり、治療することはできません。子宮頸がん予防接種は、すべての発がん性HPV感染を防ぐものではありません。感染を防ぐためには、予防接種だけでなく、20歳になら子宮頸がん検診を受けましょう。



## 平成23年度 公民館サークルのご案内

☆お申込み・お問い合わせは、講師または代表の方へ直接お願いします。

No.	サークル名	講師	申し込み先 電話番号	実施日・時間	場所	教材費等	内容
1	古文書	鈴木 久	62-2929	第2・4火曜 9:00~	中央公民館	無料	町内の古文書を解説し 河内町の歴史と文化を考えます
2	茶道(表)	青野富美子	86-3912	第2土曜14:00~ (第1・2・3水曜は自宅)	中央公民館	月2,000円	大人から子供まで 初心者の方大歓迎
3	手芸 (手編み)	篠田 典子	86-2505	第3木曜 19:00~	中央公民館	月500円	基礎からスタート楽しく マイペースで!
4	書道	神崎 和夫	86-2877	第1木曜 13:00~	中央公民館	月1,000円 程度	細字・かな文字・漢字 (書道誌「白龍」を手本に)
5	すまいる 体操	鎌田八重子	090-6539-4217 66-5500	毎週火曜 20:00~	中央公民館	月3,000円	女性のためのストレッチ&リズムダンスです
6	太極拳	加藤 敏江	0478-72-3162	毎週火曜 13:30~	中央公民館	月1,000円	ゆっくり動くバランス 運動で足腰を鍛えましょう
7	短歌	青木 保	84-2477	随時	講師宅に 作品を送る	無料	随時会員間の作品観賞 をします
8	俳句	田中 康夫	62-2535	第2火曜 13:00~	中央公民館	年5,000円	句会・いきいき祭へ参 加します
9	パンフラワー	林 孝子	029-859-7066 090-5784-0104	第2・4水曜 17:00~	中央公民館	月4,000円	目標はいきいき祭への 出品です
10	舞踊	吉田 益江	84-3256	第2・4土曜 13:30~	中央公民館	年3,500円	年1回発表会があります
11	民舞	土屋 松代	84-2010	第2・4水曜 9:00~	中央公民館	月1,500円	健康のため民舞踊をぜひ
12	民謡	寺田 行雄	吉田 84-3390	第1・2・3水曜 13:00~	中央公民館	月3,000円	コンクールやいきいき祭 へ参加します
13	ヨガ	佐藤スミ恵	090-6025-2065	毎週水曜 19:30~	中央公民館	月2,000円	ポーズ・呼吸法を覚えて健 康な体を目指します
14	料理	池田 和子	029-874-4984	第3水曜 10:00~	中央公民館	年10,000円	楽しいヘルシー料理教室
15	押し花	橋爪 雪江	86-3919	第3木曜 19:00~	中央公民館	月500円	自分で押したあ花を使って 小物などを作ります
16	ストレッチ 教室	田香 洋子	029-873-6464 090-4847-6412	毎週木曜 10:00~	中央公民館	1回600円	背筋ピーンでいつまでも若く健康に
17	手編み サークル	川島千恵子	0476-96-3469	第2・4火曜 9:30~	中央公民館	月1,000円 程度	一目一目を大切に…
18	リトルチャチャ (社交ダンス)	村岡 昭子	029-872-3582	毎週木曜 13:00~	中央公民館	月2,000円	初心者対象の社交ダンス
19	3B体操	石井 明子	090-4247-0649 平日14時・ 土日11時まで	第2・4土曜 9:30~	中央公民館	月1,500円	ストレッチ体操を通して楽しく元気に健康に
20	和太鼓	上田 洋子	66-8067	第1土曜 13:00~	中央公民館	月1,000円	子供から大人まで元気一杯和太鼓にチャレンジしましょう
21	はがき絵 教室	北尾 君光	高橋 86-3847	第4火曜 13:30~	中央公民館	月2,000円 程度	みんなで素敵なお絵かきを作りましょう
22	絵画教室	村上 高明	86-3677	第1土曜 13:30~	中央公民館	無料	モチーフを囲みみんなで描きます。スケッチに出かけることも

★受講資格 河内町在住または在勤の方

★費用負担

教材費等については、受講生負担となります。

## 生涯学習のとびら

H23. vol.53

◆問合せ先◆

河内町長竿3689-1  
河内町教育委員会事務局生涯学習G  
☎0297-84-2843 (中央公民館内)

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習…それが『生涯学習』です。  
『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報(案内や結果など)を提供、お知らせしていきます。

### 迫力満点!!運動不足解消にも!! 和太鼓サークル 参加者募集中

子どもから大人まで楽しめます！元気いっぱい和太鼓にチャレンジしましょう！一緒にやりませんか！

♦実施日時 毎月第1土曜日 午後1時～2時まで

♦場 所 農村環境改善センター(多目的ホール)

興味のある方は、ぜひ見学にいらしてください。



みんなで力強くポーズ！

### あいさつには“あい”がある！ おはようから始めよう。～あいさつ声かけ運動～

今年度も、各種団体のご協力のもと「あいさつ声かけ運動」を実施します。「あいさつ・声かけ運動」は、家庭、学校、地域で、大人と子ども・大人同士・子ども同士のコミュニケーションを広げる運動です。まず、大人から子どもにあいさつ・声かけを始めてみましょう！

**短  
歌**

かわち短歌会

俳  
句

かわち俳句会

春シヨール替えて口紅うすくひく

寺田 節子

それの石に水音春の川

大野けい子

春の雪まだに土の黒さかな

杉原利代

春雨や相合傘は花模様

川原ふく

春の雪まだに土の黒さかな

寺田 節子

春の雪まだに土の黒さかな

大野けい子

春の雪まだに土の黒さかな

寺田 節子

春の雪まだに土の黒さ

# 町長の動静

～3月の主な行事～

- 1日 庁議、国保運営協議会  
3日 県議会議員の定数削減等に関する要望  
4日 議会定例会（11日まで）  
9日 町内中学校卒業式（金江津中学校）



10日 高齢者スポーツまつり、土浦年金事務所長来庁

## 市町村への財政支援を要望

3月29日、県市長会（会長：内田鹿嶋市長）及び県町村会として、東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な被害における災害復旧に向けた財政支援を橋本県知事に要望いたしました。この震災における県内各市町村の被害は自治体で対応できるレベルを大きく超えていることから、早急な対策と県をとおした国への働きかけを求めてまいりました。要望事項は、次のとおりです。

1. 被災者への迅速な支援 2. ライフライン等の早期復旧 3. 災害廃棄物の処理  
4. 住民生活や経済活動などの復興への支援 5. 原子力災害に対する対応



要望書内容について橋本県知事（写真右）に説明しました

11日 災害対策本部設置（大会議室にて）



- 17日 田沼基金審議会、交通対策協議会  
23日 町内小学校卒業式  
24日 町遺族会役員会  
後期高齢者医療広域連合事務局来庁  
26日 町内認定こども園卒園式  
29日 東北地方太平洋沖地震に関する要望（県知事室）  
31日 塵芥処理組合管理者会議

# みんなのまど

4月 April

## 平成23年度茨城県警察官（第1回）採用試験

- ◆受験区分 男性警察官A・女性警察官A  
◆採用予定人数  
男性警察官A 80名程度  
女性警察官A 17名程度  
◆受付期限  
(郵便・持参) 平成23年4月13日(水)  
(インターネット) 平成23年4月11日(月)  
午後5時まで  
◆第1次試験日 平成23年5月8日(日)  
◆問合せ先  
茨城県警察本部警務課 TEL0120-314058  
竜ヶ崎警察署 警務係 TEL62-0110

## 「航空科学博物館イベント情報」 折り紙飛行機教室

- ◆日時  
平成23年4月29日(祝・金)、30日(土) 午後1時から  
◆場所 航空科学博物館 1階多目的ホール  
◆費用等 入館料のみ先着60名様  
◆内容  
ゴールデンウィーク中、お子様向けの折り紙飛行機を作って飛ばす教室を開催いたします。よく飛ぶコツなどもご説明いたしますので、親子で参加してみませんか。  
◆問合せ先  
航空科学博物館 TEL0479-78-0557  
千葉県山武郡芝山岩山111-3

## 「家族を支える会」開催

家族の中に精神障害の子どもを持つ父母や兄弟が集まって、毎月1回「家族を支える会」を開催しています。「支える会」は家族や親族だけが参加できる会で、病気や福祉制度についての勉強のほか、安心して悩みを話し合い、多くの参考意見が聞ける場です。事前の申込みは不要ですので、初めて参加される方も是非気軽に立ち寄りください。

- ◆日程  
・平成23年4月の月例会はお休み  
・平成23年5月7日(土)  
午後1時30分～3時30分  
・平成23年6月4日(土)  
午後1時30分～3時30分

- ◆場所  
龍ヶ崎市総合福祉センター  
(龍ヶ崎地域活動支援センター道向)  
龍ヶ崎市川原代町5014 TEL62-5851

◆問合せ先  
龍ヶ崎地方家族会（担当：長瀬）TEL090-5425-2236

## 国保・医療・介護なんでも電話相談室

- ◆とき  
平成23年5月14日(土)  
午前9時30分～午後0時30分  
◆受付電話番号  
TEL029-228-0600 TEL029-228-0602  
◆回答者  
ケアマネージャー、ケースワーカー、医療・福祉団体のスタッフ  
◆相談料 無料  
◆お受けする相談内容  
医療や介護サービスの利用で困っていること、費用や保険料負担で困っていること、負担軽減策など。  
◆主催 茨城県社会保障推進協議会  
◆問合せ先  
茨城県社会保障推進協議会 TEL029-823-7930

## 4月の納税

固定資産税（1期）  
国民健康保険税（1期）  
介護保険料（1期）

徴収日は  
5月2日です

ーお知らせー<sup>1</sup>  
納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

## 5月1日から7日までは憲法週間です

5月3日の憲法記念日を中心に5月1日から7日までの1週間を憲法週間とし、関係機関では人権尊重思想の普及高揚に努めています。

基本的人権の尊重は日本国憲法の重要な柱の一つであり、すべての人の人権が尊重される社会が実現されなければなりません。

憲法週間に当たり、身近で起こる差別や偏見について一人一人が考え、人権尊重の意識を高め、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権問題でお困りのときは、最寄りの法務局の人権相談所または人権擁護委員までご相談ください。

みんなで築こう 人権の世纪  
～考え方 相手の気持ち  
育てよう 思いやりの心～

水戸地方法務局  
茨城県人権擁護委員連合会

◆相談窓口 ◆竜ヶ崎人権擁護委員協議会  
TEL 64-2607